

労働者の「こころとからだ」の健康管理をお手伝いします 地域産業保健センターを是非ご利用ください！

利用無料

※回数制限あり

地域産業保健センターってなに？

地域産業保健センターは、産業医選任義務のない、労働者50人未満の小規模事業場で働く方々に対する産業保健サービスを充実させるため、厚生労働省から福岡県医師会が委託を受け、運用しているセンターです。

利用できる方

小規模事業場（50人未満）で働く事業者および労働者の方々

50人以上の事業場にお勤めの方は、事業場が選任している産業医へご相談ください。）

事業者の方がご利用できること



① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

職場の健康診断で異常の所見があった労働者に関して、就業判定や健康保持に必要な措置について医師から意見を聴くことができます。

事業者の方・労働者の方がご利用できること



② 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

職場の健康診断で次の項目に異常がある方は、医師へ相談できます。
（ 血圧、血糖、血中脂質、尿糖、心電図 ）

③ メンタルヘルスに関する相談

こころの健康に不安を感じているときに医師へ相談できます。

④ 長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及び疲労が蓄積した時は、医師の面接指導を受けることができます。

①健康診断結果に基づく医師からの意見聴取 ④長時間労働者に対する面接指導（対象者から申し出があった場合）の実施は、労働安全衛生法により、事業者の方に義務付けられています。

お気軽に小郡三井医師会（0942-72-5534）へお問い合わせください

福岡県地域産業保健センター久留米支部（小郡三井医師会内）

〒838-0121 小郡市上岩田 1246 TEL(0942)72-5534 / FAX(0942)73-1559

月～金曜日（祝祭日除く）8：30～17：30

事前予約を
お願いします

